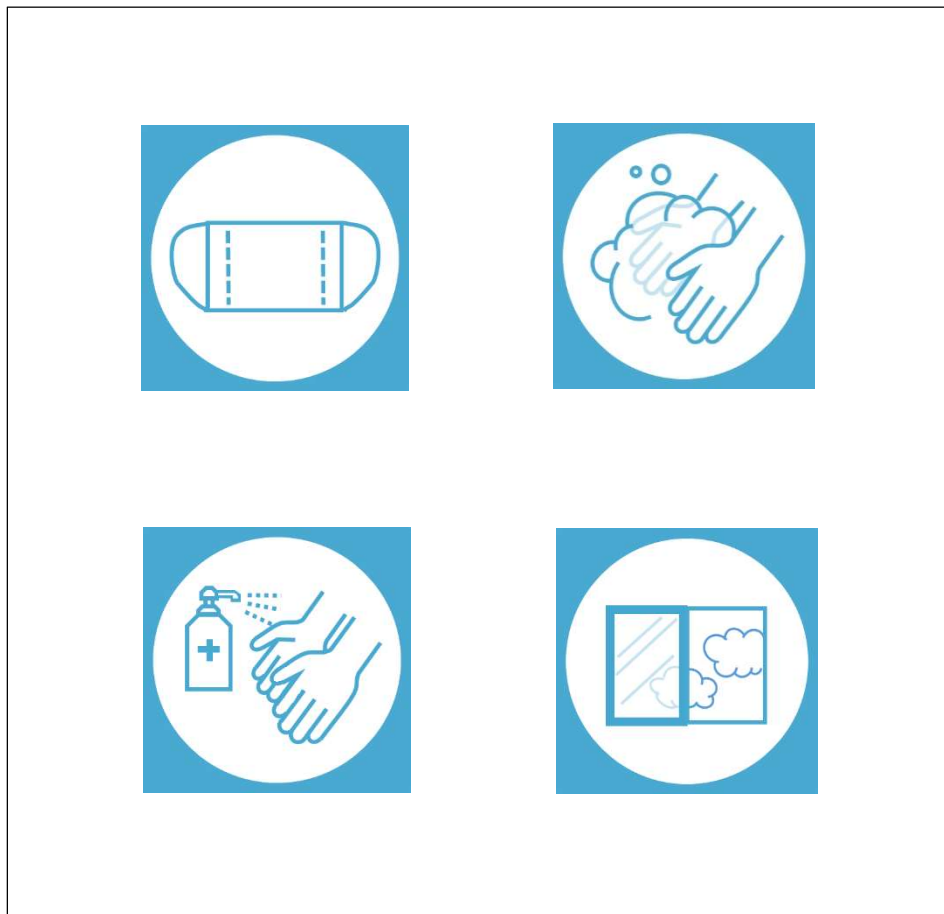


山形県議会

新型コロナウイルス感染症対応マニュアル



令和2年12月初版

令和4年2月第2版

令和4年9月第3版



山形県議会

新型コロナウイルス感染症は、令和2年1月に国内初の感染者が確認されて以降、全国で感染が拡大している。新型コロナウイルスの感染防止に向けては、政府をはじめ全国の地方自治体、医療機関、民間事業者などにおける取組みに加え、各個人や世帯でも様々な対策が進められているが、未だ収束する兆しが見えず、国内各地で新規感染者が発生する状態が続いている。

山形県においても3月に1例目が確認されて以来、断続的に感染者が発生し、11月の49例を含め12月上旬までに210例を超えており、県内は正に第2波を迎えている状況にある。

本県議会では、本年2月定例会以降、会派協議会において、マスク着用や手指消毒の徹底、身体的距離の確保、傍聴席の間隔確保などの対策を決定し、その都度、感染防止策に取り組んできたところであるが、今後も感染が続くことが予想されることから、これまで取り組んできた対策を一旦整理したうえで、内容を補強する形で体系化することにより、県内で感染が拡大した場合であっても県民の代表者からなる議事機関としての機能を確保し、その役割を發揮できるよう、あらかじめ備えておくこととしたところである。

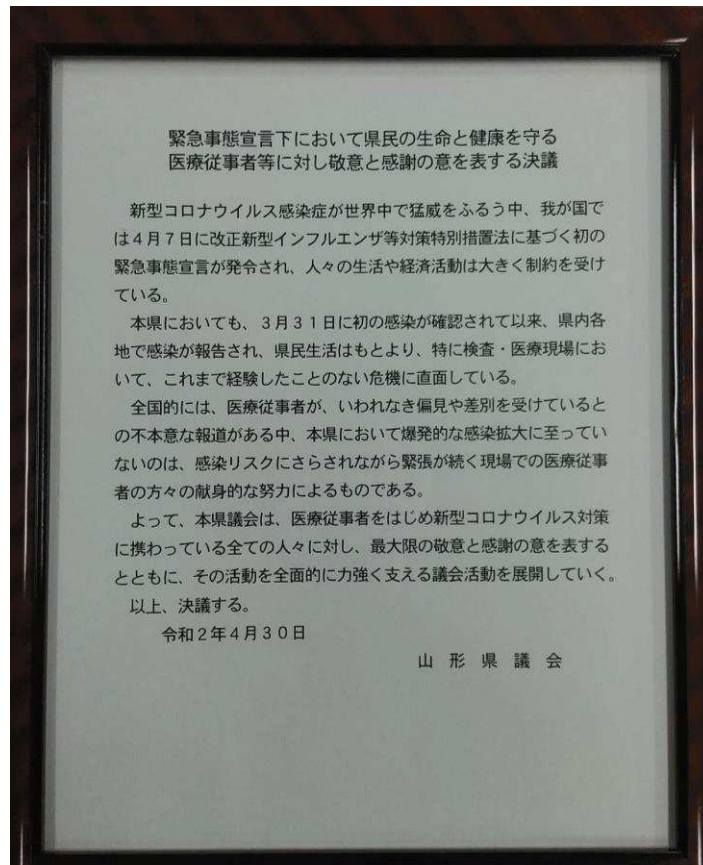
このようなことから、6月以降、山形県議会危機管理委員会において、新型コロナウイルス感染症対策に係る他県議会の先進事例、政府や県の取組みなどを参考に鋭意検討が重ねられてきたところであるが、今般、同委員会における検討結果を踏まえた感染防止マニュアルを策定するに至ったところである。

本マニュアルは、現時点の感染状況を踏まえて策定されたものであり、今後、状況に変化があった場合は、適宜見直す必要があるものであるが、当面、本マニュアルを十分に理解し、各章に定める感染防止対策を率先して取り組むことによって、感染が拡大する中であっても議会としての役割が十分發揮されることを願うものである。

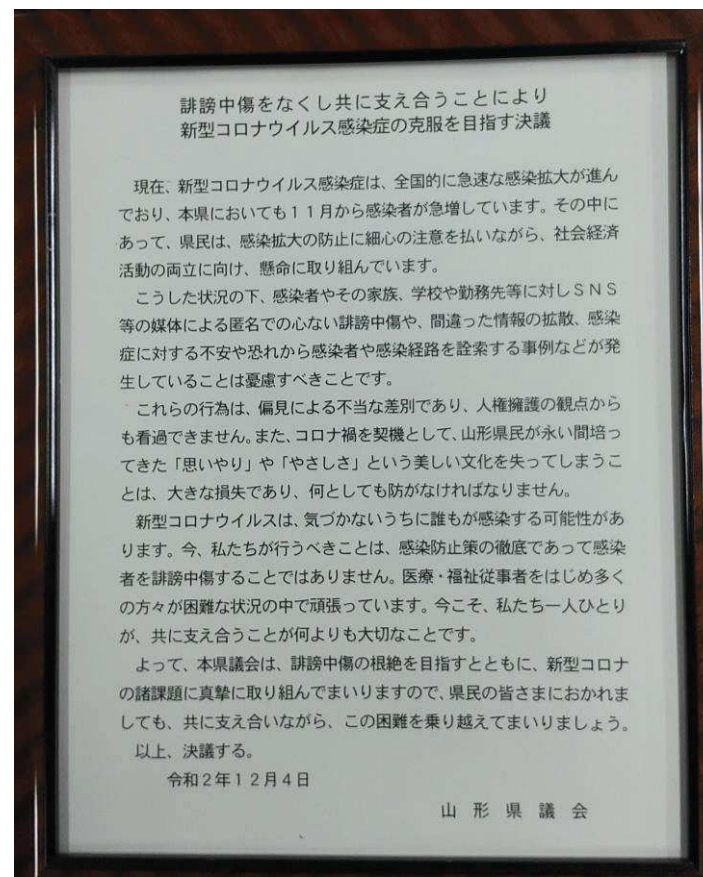
令和2年12月14日

山形県議会議長 金澤 忠一

〔参考〕 新型コロナウイルス感染症対策に関する山形県議会における決議



緊急事態宣言下において県民の生命と健康を守る医療従事者等に対し敬意と感謝の意を表する決議
〔令和2年4月30日〕



誹謗中傷をなくし共に支え合うことにより新型コロナウイルス感染症の克服を目指す決議
〔令和2年12月4日〕

山形県議会
新型コロナウイルス感染症対応マニュアル

目 次

| | |
|--|----|
| はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| 本マニュアルの対策等のポイント・・・・・・・・ | 2 |
| 第1章 議会における感染防止対策 | |
| 1 議会棟内に新型コロナウイルスを持ち込ませない対策・・・・・・・・ | 4 |
| 2 議会活動（本会議、委員会等）における対策・・・・・・・・ | 5 |
| 3 調査活動（県内・県外調査、海外政策課題調査、政務活動等）における対策・・・・ | 7 |
| 第2章 議員の感染が確認された場合等の連絡体制 | |
| 1 議員から議会事務局への連絡・・・・・・・・ | 10 |
| 2 議会事務局から関係者への連絡・・・・・・・・ | 11 |
| 第3章 感染確認を踏まえた議会としての対応 | |
| 1 対応を検討する場及び招集・・・・・・・・ | 14 |
| 2 議会からの公表・・・・・・・・ | 17 |
| 3 事後対応（追加的な感染防止対策の実施、議会運営に関する対応等）・・・・ | 18 |
| 参 考 | |
| 1 本県における新型コロナ対応の目安〔注意・警戒レベル〕・・・・ | 19 |
| 2 「新しい生活様式」実践例・・・・・・・・ | 20 |

はじめに

【本マニュアルの目的と活用】

本マニュアルは、新型コロナウイルスの感染が拡大する中にあっても、本県議会が議事機関としての機能を確保し、その役割を発揮するため、議員の感染が確認された場合における初動体制や公表方法を定めるとともに、議会が実施する感染防止対策等を迅速に協議・決定できるよう、議会における感染防止対策を3つに区分し、それぞれの対策の選択肢を示したものである。

具体的な感染防止対策については、本マニュアルを参考に、感染状況等を十分把握のうえ、会派協議会や議会運営委員会において決定することとしている。

【本マニュアルの性格】

本マニュアルは、議会または議員として活動する場合の対策を整理したものであり、議員が個人として活動する場合の感染防止対策については、特段の定めをしていない。

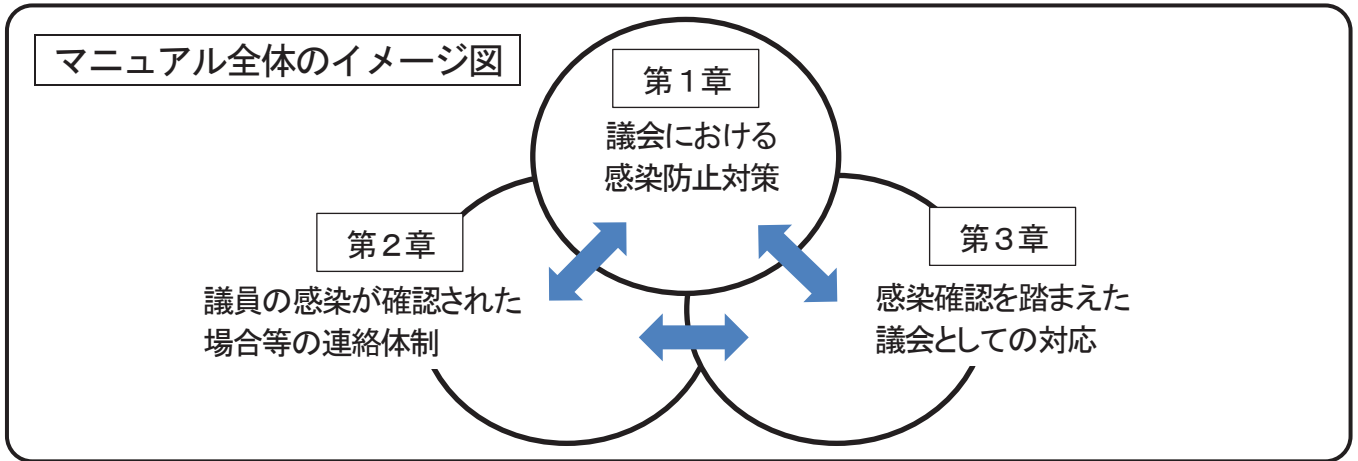
議員が個人として活動する場合の感染防止対策は、本マニュアルを参考にしつつ、政府や県が示す「新しい生活様式」に基づく基本的な対策等を確実に実践することにより行うものとしている。

【本マニュアルの見直しと準用】

本マニュアルは、令和2年12月時点における新型コロナウイルスの感染状況を踏まえて、政府や県の取組みなどを参考にとりまとめたものであり、同ウイルスの感染状況の変化や治療薬の開発、国民へのワクチン接種に向けた準備など、様々な状況の変化があった場合は、適宜見直していく必要がある。

また、この度の新型コロナウイルス感染症のような感染症が新たに発生し、議会として何らかの対策が必要となる場合は、本マニュアルを準用し、感染症の特性に応じて適宜見直しを行うことにより、迅速な対応に努めていく。

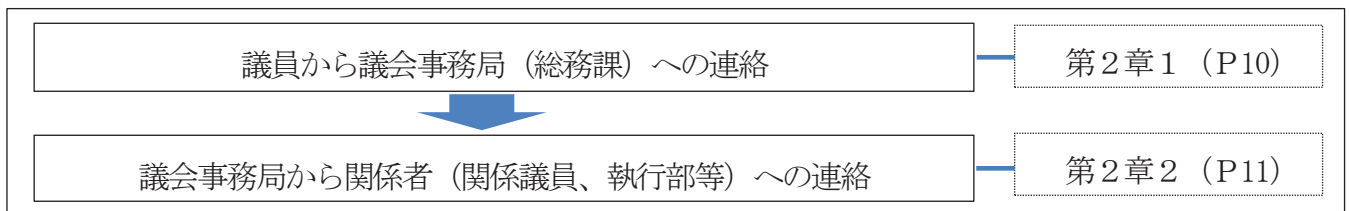
本マニュアルにおける対策等のポイント



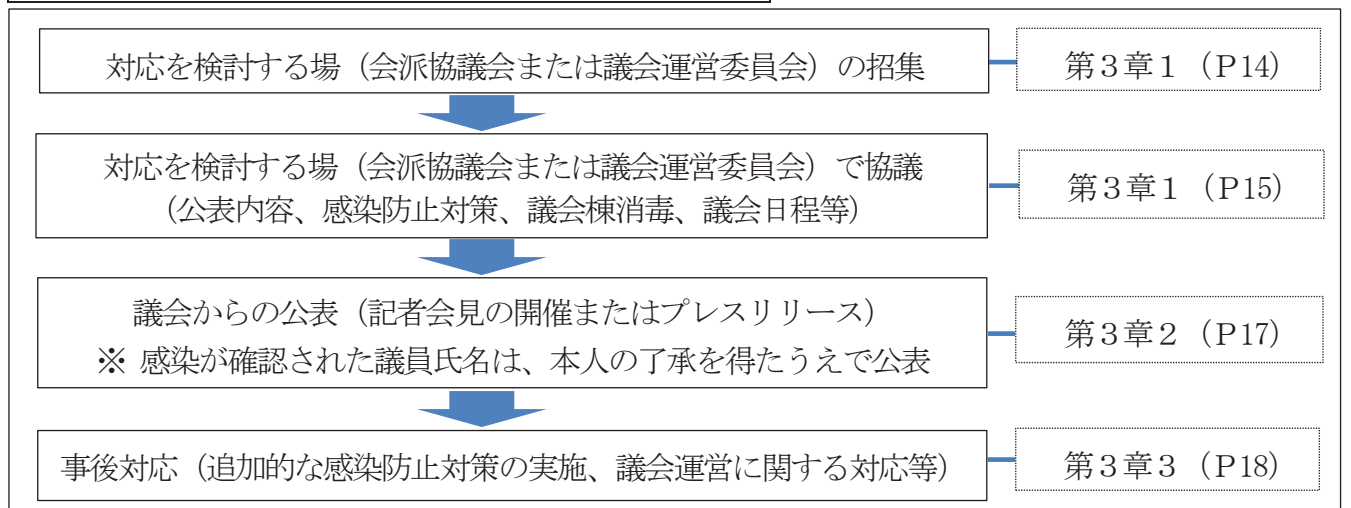
第1章 議会における感染防止対策 (感染状況に応じ議会が実施する感染防止対策の内容を決定)

- 1 議会棟内に新型コロナウイルスを持ち込ませない対策 ※ P 3 の取組み例を参照
 - ・マスク着用、手指消毒の徹底、執務室受付への飛沫防止パネルの設置、来庁時の検温実施 等
- 2 議会活動（本会議、委員会等）における対策
 - ・上記1に加え、議場や委員会室等の定期的な換気や出入口扉の開放、飛沫防止パネルの設置、執行部出席者の絞込み、傍聴席や報道席の間隔確保 等
- 3 調査活動（県内・県外調査、海外政策課題調査、政務活動等）における対策
 - ・県内及び調査先における感染状況を十分に確認し、「うつらない」、「うつさない」ための対策（調査中止を含む）

第2章 議員の感染が確認された場合等の連絡体制



第3章 感染確認を踏まえた議会としての対応



〔議会棟における感染防止対策の取組み例〕

議 場



- ・議長席と演壇に飛沫防止パネルを設置

議場出入口



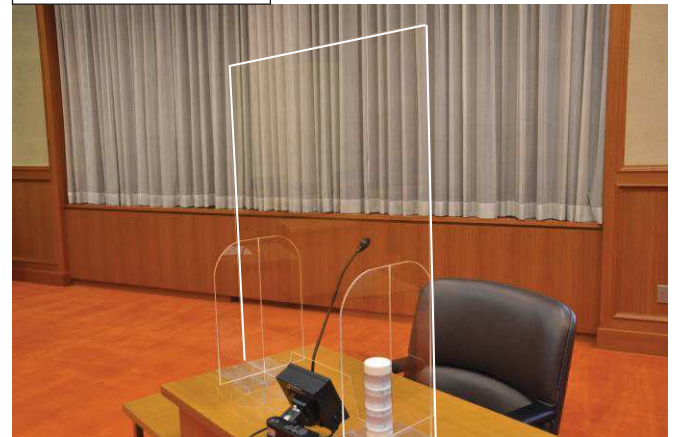
- ・議場の出入口扉の前に手指消毒液を設置
- ・換気のため本会議中も出入口扉を開放

予算特別委員会室



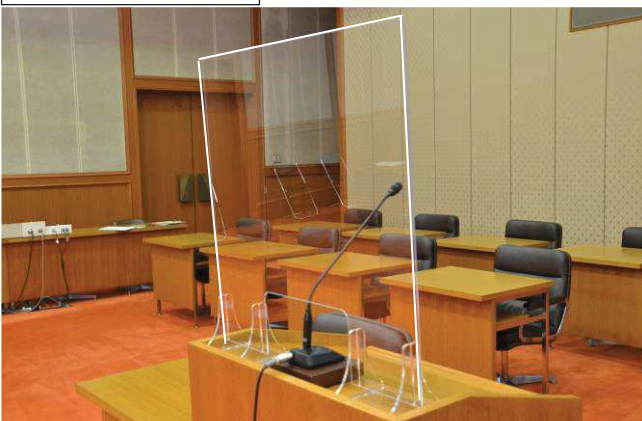
- ・委員長席に飛沫防止パネルを設置

予算特別委員会室



- ・質疑者席に飛沫防止パネルを設置

予算特別委員会室



- ・答弁者席に飛沫防止パネルを設置

議会北棟 議員執務室受付



- ・受付に飛沫防止パネルと手指消毒液を設置
- ・議員及び来庁者への検温を実施

第1章

議会における感染防止対策

- 1 議会棟内に新型コロナウイルスを持ち込ませない対策
- 2 議会活動（本会議、委員会等）における対策
- 3 調査活動（県内・県外調査、海外政策課題調査、政務活動等）
における対策

第1章 議会における感染防止対策

議会における感染防止対策を、以下の3つに区分し、それぞれの対応例を対策整理表としてとりまとめた（「対応を検討する場」については、第3章1を参照のこと。）。

- 1 議会棟内に新型コロナウイルスを持ち込ませない対策【対策整理表1】
- 2 議会活動（本会議、委員会等）における対策【対策整理表2（1）、（2）】
- 3 調査活動（県内・県外調査、海外政策課題調査、政務活動等）における対策

【対策整理表3（1）、（2）】

なお、各対策整理表の表頭の「対策レベル」において想定している感染者の状態は以下の通り。

| 対策レベル | 感染者の状態 | 参考となる「本県における注意・警戒レベル」 |
|-------|----------------------------------|-----------------------|
| 対策1 | 県内では感染者が確認されていない状態 | 注意・警戒レベル 0 |
| 対策2 | 県内で断続的に感染者が発生している状態 | 注意・警戒レベル 1～2 |
| 対策3 | | |
| 対策4 | 県内で感染が拡大し、議員や事務局職員等の感染が確認されている状態 | 注意・警戒レベル 2～4 |

※ 「本県における注意・警戒レベル」については、参考P19を参照

1 議会棟内に新型コロナウイルスを持ち込ませない対策

【対策整理表1】

| 対策レベル 検討項目 | | 対策0 | 対策1 | 対策2 | 感染状況レベル | |
|---------------|----------------|------|--|--|---|--|
| | | | | | 低 ← | → 高 |
| 議 会 棟 | 正面玄関 (南棟1F) | 対策なし | <ul style="list-style-type: none"> ・手指消毒液設置 ・マスク着用 | <ul style="list-style-type: none"> ・来庁者体温チェック | <ul style="list-style-type: none"> ・発熱のある来庁者、傍聴者の入庁制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・議会棟への入庁制限強化 |
| | 議員執務室 | 対策なし | <ul style="list-style-type: none"> ・出入口に手指消毒液設置 ・マスク着用 | <ul style="list-style-type: none"> ・議員、執行部職員及び来庁者検温 ・定期的な換気（窓・扉開放） ・受付への飛沫防止パネル設置 | <ul style="list-style-type: none"> ・発熱のある議員の登庁制限 ・発熱のある執行部職員、来庁者の入室制限 | |
| | 事務局各課室 | 対策なし | <ul style="list-style-type: none"> ・出入口に手指消毒液設置 ・マスク着用 | <ul style="list-style-type: none"> ・登庁時体温チェック ・定期的な換気（窓・扉開放） ・受付、座席間への飛沫防止パネル設置 | <ul style="list-style-type: none"> ・発熱のある職員の登庁制限 ・座席間隔確保 ・一部職員の在宅勤務の実施 | |

※ 対策は、決定した対策レベル以下のレベルの対策も併せて実施（例えば対策3の場合、対策1、対策2も併せて実施）

2 議会活動（本会議、委員会等）における対策

(1) 本会議、委員会、協議調整の場における3密・感染防止対策

【対策整理表2（1）】

| 検討項目 | | 対策レベル | | 対策0 | 対策1 | 対策2 | 対策3 | 対策4 |
|----------------|---------------------------|----------|------|--|--|--|---|-----|
| | | 本会議 | 議場 | | | | | |
| 議会活動（本会議・委員会等） | 本会議 | 議場 | 対策なし | <ul style="list-style-type: none"> ・出入口に手指消毒液設置 ・マスク着用 | <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な換気（窓・扉開放） ・議長席・演壇への飛沫防止パネル設置 | <ul style="list-style-type: none"> ・会議前の室内消毒作業 | <ul style="list-style-type: none"> ・執行部出席者絞込み ・質疑・質問時間制限 ・議員入替制導入 ・代替施設確保 | |
| | 予算特別委員会（予算特別委員会室での会議等を含む） | 予算特別委員会室 | 対策なし | | <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な換気（窓・扉開放） ・委員長席・質問者席・答弁者席への飛沫防止パネル設置 | <ul style="list-style-type: none"> ・出席議員座席間隔確保 ・会議前の室内消毒作業 | | |
| | 議会運営委員会 | 議会運営委員会室 | 対策なし | | <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な換気（窓・扉開放） ・執行部出席者絞込み | | <ul style="list-style-type: none"> ・質疑・質問時間制限 ・代替施設確保 ・オンラインによる開催の検討 | |
| | 3 常任委員会 特別委員会 | 委員会室 | 対策なし | | | | | |
| | 協議調整の場 | 会議室等 | 対策なし | | | | | |

※ 対策は、決定した対策レベル以下のレベルの対策も併せて実施

(2) 傍聴者の3密・感染防止対策と報道機関への協力要請

【対策整理表2(2)】

| 対策レベル | | 対策0 | 対策1 | 対策2 | 対策3 | 対策4 | | |
|-----------|---------------------------------|-----------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|-------------------|-----|
| 検討項目 | | 低 ← 感染状況レベル → 高 | | | | | | |
| 傍聴者への協力要請 | ① 一般傍聴 | 議場 (153席) | 人数制限なし マスク着用なし | ・出入口に手指 消毒液設置 ・マスク着用 | ・間隔を確保し 75名まで (約50%) | ・間隔を確保し 50名まで (約33%) | 実施 見合せ (0%) | |
| | | 予算特別 委員会室 (65席) | | | ・間隔を確保し 35名まで (約53%) | ・間隔を確保し 15名まで (約23%) | | |
| | ② 議員が企画する 団体での傍聴者 ※上記①の内数 | 議場 (153席) | | | ・間隔を確保し 50名程度 (約33%) | ・間隔を確保し 40名程度 (約25%) | | 自 粛 |
| | | 予算特別 委員会室 (65席) | | | ・間隔を確保し 25名程度 (約38%) | ・間隔を確保し 10名程度 (約15%) | | |
| 報道機関へ協力要請 | | 制 限 な し | ・出入口に手指 消毒液設置 ・マスク着用 | ・報道席の間隔確保 | ・入場1社1名 (カメラマン除く)まで | | | |

※ 対策は、決定した対策レベル以下のレベルの対策も併せて実施

対策整理表1の活用例

県内の感染状況

| 対策レベル | | 対策0 | 対策1 | 対策2 | 対策3 | 対策4 |
|-------------|----------------|-----------------|------------------------|-------------------------------|----------------------------|------------------|
| 検討項目 | | 低 ← 感染状況レベル → 高 | | | | |
| 議 会 棟 | 正面玄関 (南棟1F) | 対策 なし | ・手指消毒液設置 ・マスク着用 | ・来庁者体温チェック | ・発熱のある 来庁者、傍聴者 の入庁制限 | ・議会棟への 入庁制限強化 |
| | 議員執務室 | 対策 なし | ・出入口に手指消毒液設置 ・マスク着用 | ・議員、執行部職員 及び来庁者検温 | ・発熱のある議員の登庁制限 | |
| | 事務局各課室 | 対策 なし | ・出入口に手指消毒液設置 ・マスク着用 | ・登庁時体温チェック | ・発熱のある職員の登庁制限 | |

※ 県内の感染状況を十分把握の上、対策整理表を活用し、それぞれの検討項目について会派協議会または議会運営委員会にて最適な対策を決定

※ 正面玄関については対策レベル3、議員執務室と事務局各課室は対策レベル2を行うことにした例

3 調査活動（県内・県外調査、海外政策課題調査、政務活動等）における対策

(1) 公務による調査活動（常任委員会（県内・県外）・特別委員会調査、海外政策課題調査）及び派遣原則として、常任委員会の調査の場合は各委員会が、特別委員会調査及び海外政策課題調査の場合は会派協議会において、調査先の感染状況に応じて適切な対策を決定する。

また、委員会の調査活動以外の「職務による出張」についても「公務による調査活動」に準じて取り扱う。

【対策整理表3（1）】

| 調査先 (県内・県外・海外) の感染者の状況 | 調査先地域では感染者が 確認されていない状態 | 調査先地域で断続的に 感染者が発生している状態 | 調査先地域で感染 が拡大し、調査先 関係者にも感染者 が確認されている 状態 |
|--|--|--|--|
| 県内の感染者の状況 | | | |
| 県内では感染者が確認 されていない状態 | ◎ 【基本的な対策】 (対策例) ・移動交通機関に手指消毒液 携帯(奨励) ・移動中のマスク着用 等 | ▲ 【うつらない対策】 (対策例) ・移動交通機関の座席消毒 (原則) ・移動交通機関に手指消毒液 携帯(原則) ・移動中のマスク着用 ・調査内容・滞在時間の精査 ・密集状態での飲食制限 等 | × |
| 県内で断続的に感染者が 発生している状態 | △ 【うつさない対策】 (対策例) ・移動交通機関の座席消毒 (原則) ・移動交通機関に手指消毒液 携帯(奨励) ・移動中のマスク着用 等 | △▲ 【うつさない対策】 【うつらない対策】 (対策例) ・移動交通機関の座席消毒 (原則) ・移動交通機関に手指消毒液 携帯(原則) ・移動中のマスク着用 ・調査内容・滞在時間の精査 ・密集状態での飲食制限 等 | × |
| 県内で感染が拡大し、議員 や事務局職員等の感染が 確認されている状態 | × | × | × |

※ 表の見方は「対策整理表3（1）、（2）の見方」（P9）を参照

(2) 政務活動

各議員が調査先の感染者の状況に応じて適切な対策を決定・実行する。

【対策整理表3 (2)】

| 調査先 (県内・県外・海外) の感染者の状況 | 調査先地域では感染者が 確認されていない状態 | 調査先地域で断続的に 感染者が発生している状態 | 調査先地域で感染 が拡大し、調査先 関係者にも感染者 が確認されている 状態 |
|--|---|---|--|
| 県内の感染者の状況 | | | |
| 県内では感染者が確認 されていない状態 | ◎ 【基本的な対策】 (対策例) ・手指消毒液携帯 (奨励) ・移動中のマスク着用 等 | ○ 【うつらない対策】 (対策例) ・移動交通機関の座席消毒 (奨励) ・手指消毒液携帯 (奨励) ・移動中のマスク着用 ・調査先の感染状況を踏まえ、 調査先の受入意向を十分 確認 等 | × |
| 県内で断続的に感染者が 発生している状態 | ○ 【うつさない対策】 (対策例) ・移動交通機関の座席消毒 (奨励) ・手指消毒液携帯 (奨励) ・移動中のマスク着用 ・県内感染状況を踏まえ、 調査先の受入意向を十分 確認 等 | △▲ 【うつさない対策】 【うつらない対策】 (対策例) ・移動交通機関の座席消毒 (原則) ・手指消毒液携帯 (原則) ・移動中のマスク着用 ・調査内容・滞在時間の 精査 ・密集状態での飲食制限 等 | × |
| 県内で感染が拡大し、議員 や事務局職員等の感染が 確認されている状態 | × | × | × |

※ 表の見方は「対策整理表3 (1)、(2) の見方」(P9)を参照

対策整理表 3 (1)、(2) の見方

- ・ 感染状況に応じた対策の例
 - 「◎」・・・ 県内、調査先に感染者が確認されていないため、感染の可能性が低いことから、基本的な対策をした上で調査活動を実施
 - 「○」・・・ 県内、調査先のいずれかで感染者が発生しているため、基本的な対策を取りながら、行動には注意が必要
 - 「△」・・・ 県内に感染者が発生しているが、調査先には感染者が確認されていないため、ウイルスを持ち込んで調査先に感染者を出さないための対策が必要
 - 「▲」・・・ 県内に感染者は確認されていないが、調査先では感染者が発生しているため、調査先で感染してウイルスを県内に持ち込まないための対策が必要
 - 「×」・・・ 県内、調査先の双方で感染拡大傾向にあることから実施不可・中止
 - ※ ただし、感染状況等を踏まえ、基本的な感染防止対策や「うつさない」「うつらない」行動の徹底等により、感染拡大リスクを低減できると判断できる場合は、調査先の状況に特に配慮したうえで、実施することも可
- ・ 表頭、表側の網掛けは「感染状況レベル」を表す。
- ・ 調査先の感染者の状況は、各都道府県が設定している注意・警戒レベル等を参考に判断する。
- ・ 調査先が複数ある場合は、各地の感染者の状況を総合的に考慮して判断する。
- ・ 調査活動以外の職務による出張も「公務による調査活動」に準じて取り扱う。

対策整理表 3 (1) の活用例

| 調査先 (県内・県外・海外) の感染者の状況 | 調査先地域では感染者が確認されていない状態 | 調査先地域で断続的に感染者が発生している状態 | 調査先地域で感染が拡大し、調査先関係者にも感染者が確認されている状態 |
|----------------------------------|-----------------------|------------------------------|------------------------------------|
| 県内の感染者の状況 | ◎ 【基本的な対策】 | ▲ 【うつらない対策】 | × |
| 県内では感染者が確認されていない状態 | ◎ 【基本的な対策】 | ▲ 【うつらない対策】 | × |
| 県内で断続的に感染者が発生している状態 | △ 【うつさない対策】 | △▲ 【うつさない対策】 【うつらない対策】 | × |
| 県内で感染が拡大し、議員や事務局職員等の感染が確認されている状態 | × | × | × |

【事例】 県内は感染者が発生しているが、「断続的に感染者が発生している」とまではいえない状態

- ・ 調査先（調査地1と調査地2）は、それぞれの調査地の都道府県が設定している注意・警戒レベル等を参考に判断
- ・ それぞれの調査先の感染状況が異なるが、より厳しい防止対策を常任委員会で選択したうえで、調査を実行する例

第2章

議員の感染が確認された場合等の連絡体制

- 1 議員から議会事務局への連絡
- 2 議会事務局から関係者への連絡

第2章 議員の感染が確認された場合等の連絡体制

1 議員から議会事務局への連絡

※ 連絡体制の流れについてはP12を参照

(1) 連絡が必要な場合

議員は、以下のいずれかに該当する場合、議会事務局にすみやかに連絡する。

| 議 員 本 人 | 議員の家族等の関係者 |
|---------------------------|---------------------------|
| ① 感染が確認された場合（PCR検査等の陽性確定） | |
| ② 濃厚接触者と判断された場合（保健所による判断） | ③ 感染が確認された場合（PCR検査等の陽性確定） |

(2) 連絡先

議会事務局総務課 副主幹（職場：023-630-2848、公用携帯 090-8785-2140）

(3) 議会事務局の確認事項 ※ P13の「確認用シート」を参照

- ① 感染確認等の概要（感染が確認された日時、PCR検査の実施機関等）
- ② 現在の症状
- ③ 保健所や医療機関等からの指示内容
- ④ 当面の滞在場所（自宅、医療機関、ホテル等）及び連絡先
- ⑤ 感染確認前の主な行動歴、議会棟への登庁日時
- ⑥ 県または山形市からの公表予定事項（年代、性別、発症日時、症状、居住地、職業、行動歴、感染経路、濃厚接触者等）
- ⑦ 氏名公表の可否 等

2 議会事務局から関係者への連絡

※ 連絡体制の流れについてはP12を参照

(1) 関係議員への連絡

議会事務局は、議員から感染が確認された旨等の連絡があった場合、関係議員（正副議長、議会運営委員会正副委員長、会派協議会メンバー、各会派代表者等）にすみやかに連絡するとともに、状況に応じ、全議員に対し、情報を提供する。

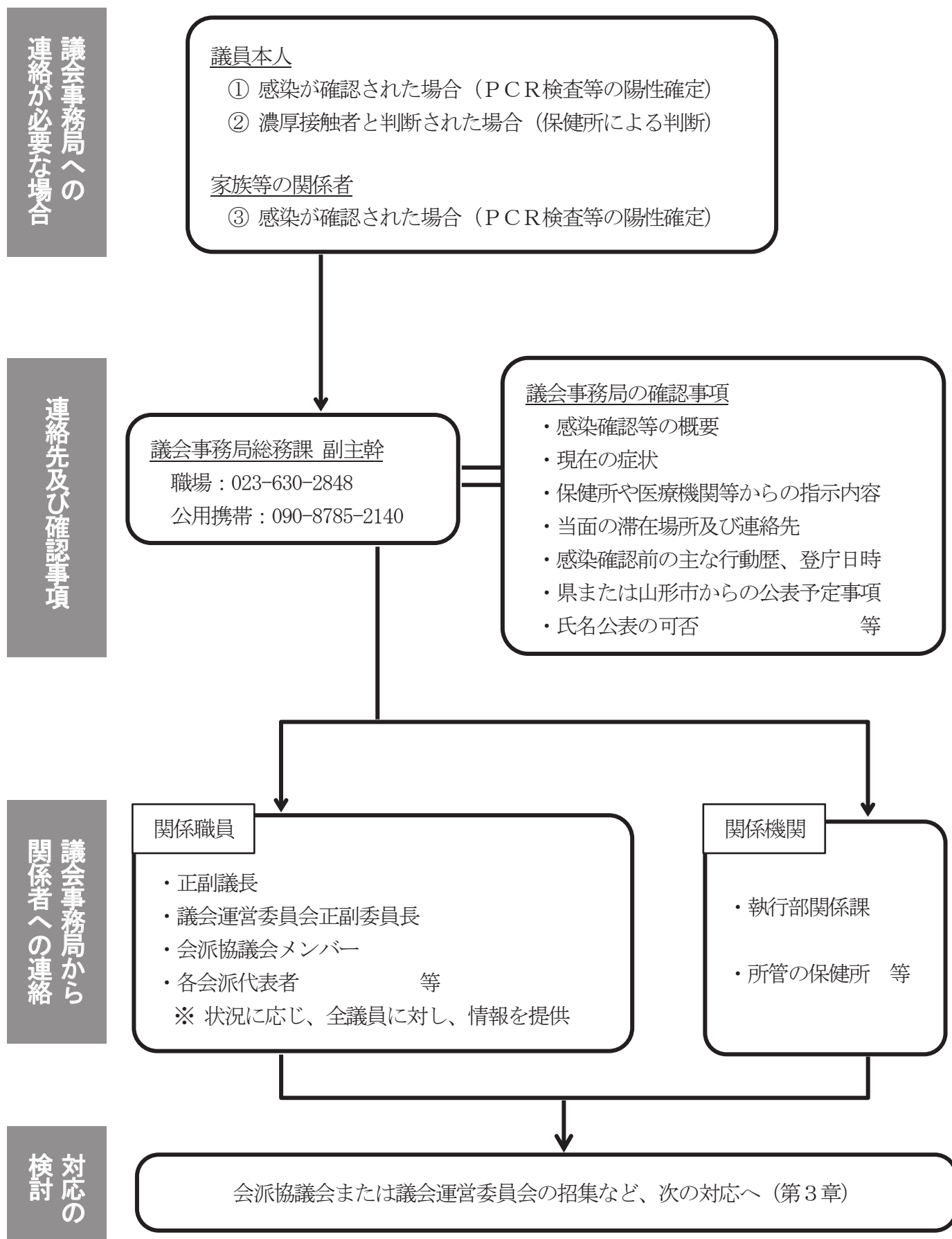
また、議会事務局職員の感染が確認された場合も、感染状況等を関係議員に連絡する。

(2) 関係機関との連絡調整

議会事務局は、議員等の感染を踏まえた議会の対応の検討のため、関係機関（県の関係課、所管の保健所等）と連絡調整を行う。

| 連絡調整事項 | 関係機関 |
|--------------------------|----------------------------------|
| 1 議会からの公表関係 | 広報広聴推進課、健康福祉企画課、防災危機管理課、所管の保健所 等 |
| 2 感染防止対策関係 | |
| ① 追加的な感染防止対策 | 管財課、健康福祉企画課 等 |
| ② 議会棟の消毒 | 管財課、山形市保健所 等 |
| ③ 濃厚接触者への待機指示やPCR検査の受診要請 | 所管の保健所、医療機関 等 |
| 3 議会運営関係 | |
| ① 議会日程の調整 | 財政課 等 |
| ② 代替会議室等の確保 | 管財課、関係施設 等 |

議員の感染等が確認された場合等の連絡体制 ＜流れのイメージ＞



新型コロナウイルスに感染した場合の議会事務局による確認用シート

令和 年 月 日 () 時 分 受付

| | | |
|-------------------------|--|----|
| 議員氏名 | 会派名 | 役職 |
| ① 感染確認等の概要 | PCR検査等の実施日時 令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃 | |
| | PCR検査等による陽性確認日時 令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃 | |
| | 検査実施機関 | |
| ② 現在の症状 | 発熱 (°C) 無症状 ・ 倦怠感 ・ 軽症 ・ 中等症 ・ 重症 その他 | |
| ③ 保健所や医療機関等からの指示内容 | 療養期間 (月 日頃まで) その他 | |
| ④ 当面の滞在場所及び連絡先 | 滞在場所 ・ 自宅 ・ <u>医療機関</u> ・ <u>宿泊療養施設</u> 連絡先 (☎) | |
| ⑤ 感染確認前の主な行動歴、議会棟への登庁日時 | | |
| ⑥ 県または山形市からの公表予定事項の確認 | 年代、性別、発症日時、症状、居住地、職業（議員）、行動歴、感染経路、濃厚接触者 等 | |
| ⑦ 氏名公表の可否 | 可 ・ 不可 | |
| その他 | | |

第3章

感染確認を踏まえた議会としての対応

- 1 対応を検討する場及び招集
- 2 議会からの公表
- 3 事後対応（追加的な感染防止対策の実施、議会運営に関する対応等）

第3章 感染確認を踏まえた議会としての対応

1 対応を検討する場及び招集

※ 対応を検討する場の招集や協議の流れについてはP16を参照

(1) 議会としての対応を検討する場

議員の感染が確認された場合などにおける議会としての対応の検討は、会派協議会または議会運営委員会で行う。

(2) 招集

対応を検討するための会派協議会または議会運営委員会は、議会運営委員長が正副議長と協議のうえ招集の可否を決定する。招集する場合は、下表を参考に開催時期を決定する。

| 検討する場を招集する場合 | 検討する場の開催時期 | |
|--|------------------|------------------|
| | 議会開会中 | 閉会中 |
| ① 議員の感染が確認された場合及び議員が濃厚接触者と判断された場合 | すみやかに開催 | 議会日程等を考慮して開催日を決定 |
| ② 「本県における新型コロナ対応の目安」に基づく注意・警戒レベルの変更など、県内の感染状況等が大きく変化した場合 ※ 注意・警戒レベルについては、参考P19を参照 | | |
| ③ その他、議会運営委員長が特に必要と認める場合 | 議会日程等を考慮して開催日を決定 | |

※ 議会事務局職員の感染が確認された場合についても、原則として①に準じて取り扱う。

(3) 開催する場合の留意事項

| | |
|------|---|
| 会 場 | <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、議会棟において感染防止対策を実施したうえで開催する。 (会派協議会：議長応接室、議会運営委員会：議会運営委員会室) ・議会棟の消毒作業により所定の会議室等が使用できない場合は、代替会議室等（議会棟、知事局棟、近隣の民間施設等）を確保する。 |
| 代理出席 | <ul style="list-style-type: none"> ・感染状況等により議会棟に参集できない構成員がいる場合は、当該委員が所属する会派から代理の委員を出席させる。 ※ 山形県議会危機管理マニュアルの関連規定（緊急の会派協議会等における職務代理）を準用 |
| 緊急対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・緊急に対応を要する事項がある場合は、正副議長及び議会運営委員会の正副委員長が必要な協議を行い、その結果を関係議員に周知する。 |

(4) 協議項目例

① 議員の感染が確認された場合及び議員が濃厚接触者と判断された場合

| 主 な 協 議 項 目 | 会派協議会 | 議会運営委員会 |
|---------------------|-------|---|
| ・本人の感染等の状況 | ○ | 協 議 の 内 容 に 応 じ て 別 途 報 告 |
| ・議会からの公表（内容、方法や時期等） | ○ | |
| ・議会における感染防止対策の強化 | ○ | |
| ・議会棟の消毒 | ○ | |
| ・議会日程の調整 | ○ | ○ |
| ・代替会議室等の確保 | ○ | ○ |

② 「本県における新型コロナ対応の目安」に基づく注意・警戒レベルの変更など、県内の感染状況等が大きく変化した場合

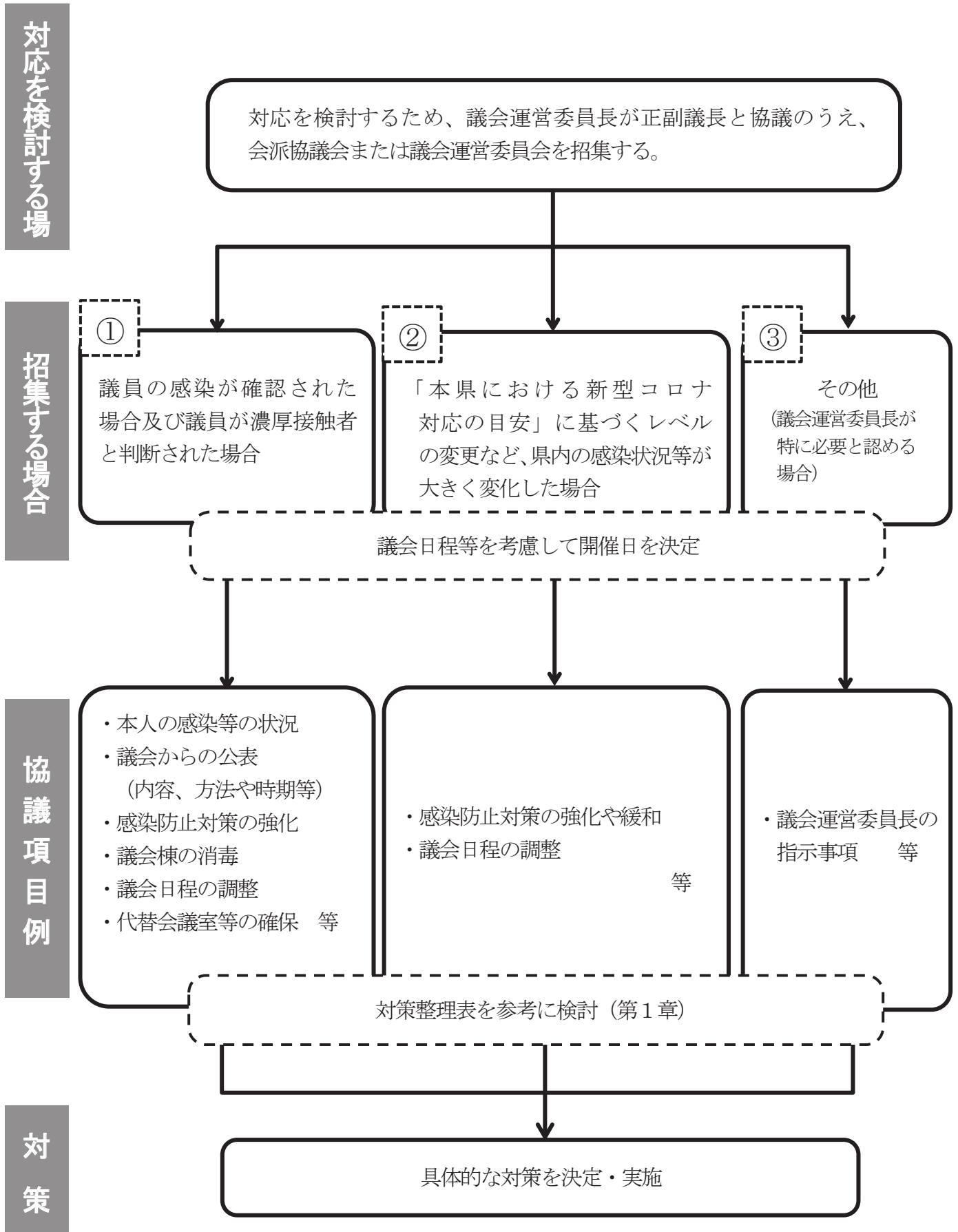
| 主 な 協 議 項 目 | 会派協議会 | 議会運営委員会 |
|---------------------|-------|---------|
| ・議会における感染防止対策の強化や緩和 | ○ | (○) |
| ・議会日程の調整 | ○ | ○ |

③ その他、議会運営委員長が特に必要と認める場合

| 主 な 協 議 項 目 | 会派協議会 | 議会運営委員会 |
|-----------------|-------|---------|
| ・議会運営委員長の指示事項 等 | ○ | (○) |

【備考】 ○：開催 (○)：協議項目の内容や感染状況等を考慮して開催を調整

対応を検討する場の招集及び協議 ＜流れのイメージ＞



2 議会からの公表

(1) 議員の感染が確認された場合における議会からの公表

議員の感染が確認された場合は、県または山形市による公表に加え、議会から議員に関する情報や議会運営対応等に関する内容を公表する。

| 県または山形市による公表項目 | 議会からの公表項目 | | |
|----------------|----------------------------------|--------------------|---------------------|
| | | 備考 | |
| | 感染が確認された議員の氏名 | 本人の了承を得て公表 | |
| 年代 | 厚生労働省の公表基準等に基づく項目 (令和二年十二月現在) | 県または山形市による公表項目への補足 | |
| 性別 | | | |
| 発症日時 | | | |
| 症状 | | | |
| 居住地 | | | 選挙区 |
| 職業 | | | 所属党派、役職等 |
| 行動歴 | | | 議会関係の活動内容(公務、調査活動等) |
| 感染経路 | | | 議会関係者の属性(議員、事務局職員等) |
| 濃厚接触者 | | | |
| | 感染防止対策の強化 | 感染防止対策 | |
| | 議会棟の消毒 | | |
| | 議会棟施設の使用制限 | | |
| | 関係者のPCR検査受診状況 | | |
| | 議会日程の調整 | 議会運営対応 | |
| | 代替会議室等の確保 | | |

※ 氏名の公表にあたっては、議員本人や家族、関係者、感染源となった方々への誹謗中傷や差別を生じさせないように、正確かつ丁寧な情報提供に努めるとともに、報道機関等へ配慮を求めるものとする。

(2) 公表の方法

記者会見または県政記者クラブへのプレスリリースにより行う。

(3) 公表における説明責任者

公表における説明責任者は、議会運営委員長とし、議会事務局が補佐する。

3 事後対応（追加的な感染防止対策の実施、議会運営に関する対応等）

（１）感染防止対策

① 追加的な感染防止対策の実施

会派協議会または議会運営委員会で第3章による追加的な感染防止対策を決定した場合、議会事務局は、防止対策をすみやかに実施する。

② 議会棟の消毒

ア 消毒箇所の特定

感染が確認された議員の行動歴等をもとに、山形市保健所が議会棟内で消毒が必要な箇所を特定する。

イ 消毒作業の実施

上記アで特定した箇所の消毒作業については、山形市保健所の指導に基づき、議会事務局と管財課が連携して実施する。

ウ 議会棟内施設の使用制限等

消毒実施に伴い議会棟内施設の使用制限や出入口の一部閉鎖等が必要となる場合、議会事務局は、全議員、執行部、報道機関等にすみやかに連絡する。

③ 濃厚接触者への待機指示やPCR検査受診要請

議会事務局は、所管の保健所の指示に基づき濃厚接触者と判断された議員や職員等に対して、自宅等での待機やPCR検査の受診を要請する。

（２）議会運営に関する対応

① 議会日程の周知

議会運営委員会で議会日程の変更が決定された場合、議会事務局は、全議員、執行部、報道機関等に変更内容を周知する。

② 代替会議室等の確保

議会棟内の消毒作業により、議会活動に必要となる会議室等が使用できない場合、議会事務局は、議会棟内や知事局棟、近隣の民間施設等に代替会議室等を確保する。

また、議会運営委員会で代替会議室等への会場変更が決定された場合、議会事務局は、全議員、執行部、報道機関等に関係情報を周知する。

参 考

- 1 本県における新型コロナ対応の目安〔注意・警戒レベル〕
- 2 「新しい生活様式」実践例

本県における新型コロナウイルス対応の目安（注意・警戒レベル）

○ 各レベルの適用（引き上げ、引き下げ）にあたっては、「レベルの目安」や予測ツール、様々な指標（感染経路不明割合、入院率、今週先週比等）のほか、県内における感染の具体的な状況（地域分布、クラスター発生状況等）、首都圏や近隣県の感染状況も踏まえ、総合的に判断する。

- ※ 感染状況によっては、地域を特定した対策や適用レベルよりも高いレベルの対策を講じる場合もある。
- ※ レベルの引き下げは、各レベルの目安を下回る状況が1週間程度継続するほか、各指標等を踏まえ、総合的に判断する。
- ※ この目安は、新型コロナウイルスに関する今後の状況変化に応じて随時見直すこととする。

| レベル | 状況 | レベルの目安 | 主な対策 | 従前の分類との比較 | | | | |
|-----------|--|---|--|-----------------|--|--|-----------|----|
| | | | | 県 (注意・警戒レベル) | 政府 (ステージ) | | | |
| 0 維持 | <ul style="list-style-type: none"> 新規陽性者数ゼロを維持 安定的に一般医療が確保され、コロナ医療も対応が可能 社会経済活動の段階的な回復が可能 | <ul style="list-style-type: none"> 病床使用率が5%以下 直近1週間の人口10万人あたりの新規陽性者数が1人未満 (直近1週間の新規陽性者数の累計が10人以下) | <ul style="list-style-type: none"> ワクチン接種率の更なる向上、追加接種の実施 積極的疫学調査の徹底 総合的な感染対策の継続(基本的な感染防止対策の徹底、第三者認証制度の促進等) | 1 | I | | | |
| | | | | 1 注意 | <ul style="list-style-type: none"> 病床使用率が5%超 直近1週間の人口10万人あたりの新規陽性者数が1人以上15人未満 (直近1週間の新規陽性者数の累計が11人~161人) | <ul style="list-style-type: none"> (感染が拡大し、レベル2に到達するおそれがある場合) 感染対策の強化(感染拡大地域との往来に関する注意喚起等) | 2 【注意】 | II |
| | | | | | | | 3 【警戒】 | |
| 2 警戒 | <ul style="list-style-type: none"> 新規陽性者が増加傾向 一般医療やコロナ医療に負荷が生じ始めているが、適切な対応が可能 | <ul style="list-style-type: none"> 病床使用率が20%超 重症病床使用率が20%超 直近1週間の人口10万人あたりの新規陽性者数が15人以上 (直近1週間の新規陽性者数の累計が162人以上) | <ul style="list-style-type: none"> 会食時の人数制限、飲食店への時短要請、感染不安を感じる無症状者への検査要請等 政府へまん延防止等重点措置適用の要請を検討(感染リスクの高い場所への外出自粛要請、飲食店への時短要請、イベントの開催制限等) | 4 【特別警戒】 | III | | | |
| | | | | 5 【非常事態】 | | | | |
| 3 特別警戒 | <ul style="list-style-type: none"> 一般医療を制限しなければ、コロナ医療への対応が困難 強い対策が必要 | <ul style="list-style-type: none"> 予測ツールで3週間後に必要とされる病床数が確保病床数に到達 病床使用率が50%超 重症病床使用率が50%超 | <ul style="list-style-type: none"> 政府へ緊急事態宣言適用の要請を検討(感染リスクの高い場所への外出自粛要請、飲食店への時短要請、イベントの開催制限、施設の使用制限等) | IIIの最終局面 | IV | | | |
| | | | | | | 4 非常事態 | | |
| 4 非常事態 | <ul style="list-style-type: none"> 一般医療を大きく制限しても、コロナ医療への対応が困難 最大確保病床数を超えた数の入院が必要 | <ul style="list-style-type: none"> 入院を必要とする患者の数が確保病床数を超過 | <ul style="list-style-type: none"> 更なる一般医療の制限、積極的疫学調査の重点化 政府による災害医療的な広域支援・調整の実施 | — | — | | | |

「新しい生活様式」の実践例

(1)一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける
 - 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける
 - 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する
ただし、夏場は、熱中症に十分注意する
 - 家に帰ったらまず手や顔を洗う
人混みの多い場所に行った場合は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる
 - 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う(手指消毒薬の使用も可)
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリも活用
- 地域の感染状況に注意する

(2)日常生活を営む上での基本的生活様式

- こまめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気(エアコン併用で室温を28℃以下に)
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避(密集、密接、密閉)
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝、体温測定・健康チェック。
発熱または風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3)日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいている時間に
- 電子決済の利用
- 計画を立てて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいている時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは十分に人との間隔を
もしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも活用
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座る
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリを活用
- 発熱または風邪の症状がある場合は参加しない

(4)働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 対面での打合せ時は換気とマスク着用

◆事業者の皆様は、関係団体が策定した業種ごとの「感染拡大予防ガイドライン」に基づく感染防止対策を徹底していただきますようお願いいたします。